

## 令和6年度松山市生活衛生施設監視指導計画の実施結果

### 1. はじめに

松山市保健所では、市民の皆様の日常生活に密接な関係のあるクリーニング所、美容所、理容所、公衆浴場等の営業施設の衛生水準の維持向上を目的として、監視指導計画を策定し、定期的な監視指導を行っています。

令和6年度の監視指導計画に基づく実施結果についてお知らせします。

### 2. 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 3. 監視指導実施結果

監視件数は以下の表のとおりです。

業種	対象施設数 (R6.3.31時点)	監視目標	監視件数
理容所	518	60	60
美容所	1,317	120	120
クリーニング所	272	30	31
旅館	228	40	69
公衆浴場	144	40	66
興行場	21	4	4
温泉施設	104	30	49
特定建築物	239	45	44
遊泳用プール	19	19	18
合計	2,862	388	461

#### 4. 重点取組事項に対する監視指導結果

##### (1) 入浴施設でのレジオネラ症感染防止対策

循環ろ過装置やバイブラなどの気泡発生装置を有するレジオネラ症の感染リスクの高い入浴施設を対象に、浴槽水の水質基準項目の一つであるレジオネラ属菌の抜き打ち検査を50検体分実施し、8検体でレジオネラ属菌が確認されたため、速やかに改善指導を行いました。

また、令和2年3月に公衆浴場法施行条例および旅館業法施行条例を改正し、令和2年7月1日から公衆浴場や旅館・ホテルの入浴施設の衛生管理基準が強化されました。レジオネラ属菌の抜き打ち検査の際には、各施設の構造や設備、日常の衛生管理方法を確認しながら、不備があった場合は改善指導を行いました。

##### (2) まつ毛エクステンションによる健康被害の防止

近年、まつ毛エクステンションの施術を行う営業施設が増加しています。まつ毛エクステンションは目に近い部分に施術するため、健康被害や無資格者による施術に関する相談が寄せられます。

令和6年度は健康被害に関する相談はありませんでしたが、無資格者が施術を行っているという相談があったため、事実確認を行い、無資格者が施術することの無いよう指導しました。

#### ■生活衛生監視支援事業

来年度に予定されている植樹祭の開催に向け、市内の理美容所や旅館ホテル、公衆浴場など、多くの市民等が利用する各種施設に対し、監視指導計画に沿った監視指導を行う。特に植樹祭関係者の利用が見込まれる旅館ホテル、公衆浴場、温泉施設について重点的に立入り、衛生管理等について確認を行う。また、レジオネラ症の感染を防止するため、公衆浴場や旅館等におけるレジオネラ属菌の発生リスクの高い入浴施設を対象に、積極的な行政検査を行う。